

業務指示書

ネパール国カトマンズ盆地都市交通セクターに係る情報収集・確認調査【有償勘定技術支援】（企画競争）

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等（以下「コンサルタント」という。）に実施を委託する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントは、この業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2018年10月31日 12時 まで

問合せ先：調達部 契約第一課 吉田 清志 Yoshida.Kiyoshi@jica.go.jp

質問に対する回答：2018年11月5日 までに機構ホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

第4 競争上の条件

1 競争参加資格要件

(1) 以下のいずれかに該当する者は、JICA契約事務取扱細則（平成15年細則(調)第8号)第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（補強を含む。）となることも認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更正法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない法人をいいます。

2) 「独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程」（平成24年規程(総)第25号)第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社会的勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程(調)第42号)に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取り扱います。

① 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。

② 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉順位決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。

③ 契約相手確定日（契約交渉順位決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。

④ 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) JICA契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。共同企業体の構成員についても、以下の資格要件を求めます。

1) 全省庁統一資格

平成28・29・30年度全省庁統一資格を有すること。同資格を有していない場合は機構の「簡易審査」を受けていること。

「競争参加者資格審査」の詳細については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>)を参照のこと。

2) 日本登記法人

取引の安全性を確保するため、競争参加資格要件として、日本国における登記法人であることを求めています。しかしながら、独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第13条第1項第8号及び9号に基づき実施される業務であって、かつ、登記法人であることを求めることにより競争が著しく制限される等の可能性がある場合、これを求めない場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

(○) 日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人（以下「本邦登記法人」という。）であること。

() 法人格を有すること（本邦登記法人であることを求めない。ただし、本邦登記法人でない場合には、契約交渉に際し、本邦外における登記簿写しの提出を求めることがあります）。

3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR (Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・調査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（補強を含む。）となることも認めません。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 以下の者については、競争への参加を認めません。

2 共同企業体の結成の可否

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 認めません。

() 認めます。

(○) 認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

() 者までの共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付してください。

注3) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

3 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。なお、業務主任者については、補強の配置を制限する場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

(○) 業務主任者(総括)については補強を認めません。

() 業務主任者(総括)については補強を認めます。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 業務管理グループ(第5の3参照)では、制度の主旨から補強を認めていないため、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者(副総括)の配置が認められません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては、同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

4 外国籍人材の活用

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 外国籍人材の活用を認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

() 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの

・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

(1) 類似業務の経験

(2) 業務実施上のバックアップ体制等

(3) その他参考となる情報

注) 類似業務：都市公共交通計画策定にかかる各種業務

2 業務の実施方針等

(1) 業務実施の基本方針等

(2) 業務実施の方法

(3) 作業計画

(4) 要員計画

(5) 業務従事者毎の分担業務内容

- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1)と(2)を併せた記載分量は、30ページ以下としてください。

注2) (4)要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、又は遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定します。なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認します。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

業務管理グループを認める案件については、業務主任者の格付が1号の案件を除いては、若手加点の対象となります。具体的には、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、2点を加点します。（「第9 プロポーザルの評価」参照）本案件の取扱いについては、以下のとおり。

(○) 若手加点の対象とする。

() 若手加点の対象としない。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（総括／都市交通計画）】

- 1) 類似業務の経験：都市交通計画策定にかかる各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：ネパール 及び南アジア・東南アジア地域での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

4) 業務主任者等としての経験

5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）

6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 道路計画／交差点改良】

- 1) 類似業務の経験：道路計画にかかる各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：ネパール 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力：語学評価せず
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 公共交通計画】

- 1) 類似業務の経験：公共交通計画/鉄道計画にかかる各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：ネパール 及び南アジア・東南アジア地域での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

第6 競争参加資格要件の確認及びプロポーザルの提出手続き

1 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）に示す資格確認手続きを行った上で通知される「整理番号」をプロポーザルに記載して頂くことにより、確認します。その他の資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し、確認します。

2 プロポーザルの提出期限、提出場所等

- (1) 提出期限：2018年11月9日 12時
- (2) 提出方法：郵送又は持参（郵送の場合は、上記提出期限までに到着するものに限り。）
- (3) 提出先・場所：
 - ・郵送の場合
〒102-8012
東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル
独立行政法人国際協力機構 調達部
 - ・持参の場合
二番町センタービル1階調達部受付（調達カウンター）
- (4) 提出書類：プロポーザル 正1部 写4部
見積書 正1部 写1部（次項第7参照）
注）郵送の場合、「各種書類受領書」の提出は不要です。

3 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名・押印がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) 競争参加資格要件を満たさない者がプロポーザルを提出したとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 虚偽の内容が記載されているとき
- (7) 前各号に掲げるほか、本業務指示書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出してください。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」を参照してください。

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

- () 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成してください。
 - () 航空運賃については、安全対策上等の必要性に基づき、ZONE-PEX運賃（エコノミークラス）又は正規割引運賃（ビジネスクラス）ではなく、認められるクラスの普通運賃を上限として見積もることを認めます。
- なお、見積のうち下記については、別見積としてください。

- (1) 旅費（航空賃）
- (2) 旅費（その他：戦争特約保険料）
- (3) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
- (4) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- (5) その他（以下に記載の経費）

業務指示書第2の6. (5) 地質調査。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(NPR1 = 0.980950 円 , US\$1 = 113.029 円 , EUR1 = 132.176 円)

第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

(○) プレゼンテーションは実施しません。

() プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

() 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

() 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。

なお、業務主任者又は副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者又は副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期：

～

(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所：JICA本部（麹町）

会議室

(3) 実施方法：

1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。

2) プロジェクタ等機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、

機材の設置に係る時間は、上記1)の「プレゼンテーション10分」に含まれます。

(以下、各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

() 上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。

() 海外在住・出張等で当日JICAへ来訪できない場合、下記の何れかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その際、a) 電話会議による出席を最優先としてください。

実施日時は上記(1)で指定された日時です。

a) 電話会議

通常の電話のスピーカーオン機能による音声のみのプレゼンテーションを認めます。コンサルタント等からJICAが指定する電話番号に指定した日時に電話をしてください。通話にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

b) Web会議システム (<http://jica.webex.com/>)

インターネット回線を用いてJICAが提供するWeb会議システムに接続します。接続先のURLや接続に係る初期設定については、調達部契約第一課・第二課より連絡します。

注) Skype等のIP通信サービスは利用できません。

c) テレビ会議システム

ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続します。テレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。プロポーザル提出時に、接続先等（接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号）を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。

注) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

プロポーザル評価表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括／都市交通計画
道路計画／交差点改良
公共交通計画

2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

7.66 M/M

技術評価の点が60点未満の評価となった場合は、失格となります。

なお、評価の確定に際しては、技術評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されますので、ご注意ください。

(1) 若手育成加点

業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く。）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが総括でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。（年齢は当該年度（公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。）4月1日時点での満年齢とします。）若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

(2) 価格点

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を加味して交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。価格点の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料4「価格点の算出方法」を参照ください。

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、2018年11月26日(月)までに評価を確定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を当機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。基準点に達しないものについては、「基準下」とのみ記載する。

①コンサルタント等の法人としての経験・能力

②業務の実施方針等

③業務従事予定者の経験・能力

④若手育成加点*

⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ

第10 その他

1 配布・貸与資料

JICAが配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、個人情報保護関連法令等で定める場合を除き、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉及び契約管理を行う目的以外には使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル(正)及び見積書(正)は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザルの作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」:

当機構ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>調達ガイドライン コンサルタント等の調達 >コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約
(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」規程
(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン (コンサルタント等契約)：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」調達ガイドライン コンサルタント等の調達
(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報をJICAホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先 (共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。)

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、JICAで役員を経験した者が再就職していること、又はJICAで課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. JICAとの間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、JICAでの最終職名 (氏名は公表しない。)

イ. 契約相手方の直近の財務諸表におけるJICAとの取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占めるJICAとの間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) JICAの役職員経験者の有無の確認日

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くこととなります。

8 資金協力本体事業等への推薦・排除

本件業務に基づき実施される資金協力本体事業等については、利益相反の排除を目的として、本体事業等への参加が制限されます。また、無償資金協力を想定した協力準備調査については、本体事業の設計・施工監理 (調達管理を含む。) コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦することとしています。

(以下、各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

() 本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取り扱われます。

1. 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理 (調達補助を含む。) コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文 (E/N) に規定される日本法人であることを条件とします。

本件業務の競争に参加する者は、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」に示されている様式5 (日本法人確認調書) をプロポーザルに添付して提出してください。

ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。

2. 本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社の他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

（ ）本件業務は、有償資金協力事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社／子会社等を含む。）は、本業務の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び材の調達から排除されます。

（ ）本件業務は、フォローアップ事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務の結果に基づき当機構がフォローアップ事業を実施する場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以上

プロポーザル評価表

ネパール国カトマンズ盆地都市交通セクターに係る情報収集・確認調査【有償勘定技術支援】（企画競争）

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(40.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	16.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18.00	
(3) 要員計画等の妥当性	6.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力/ 業務管理グループの評価	(26.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 総括／都市交通計画	(26.00)	(11.00)
ア) 類似業務の経験	10.00	4.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	1.00
ウ) 語学力	4.00	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	5.00	2.00
オ) その他学位、資格等	4.00	2.00
②副業務主任者	(-)	(11.00)
カ) 類似業務の経験	-	4.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	1.00
ク) 語学力	-	2.00
ケ) 業務主任者等としての経験	-	2.00
コ) その他学位、資格等	-	2.00
③体制、プレゼンテーション	()	(4.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制	-	4.00
(2) 業務従事者の経験・能力： 道路計画／交差点改良	(12.00)	
ア) 類似業務の経験	8.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	1.00	
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等	3.00	
(3) 業務従事者の経験・能力： 公共交通計画	(12.00)	
ア) 類似業務の経験	6.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	1.00	
ウ) 語学力	2.00	
エ) その他学位、資格等	3.00	
(4) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

第2 業務の目的・内容に関する事項

1. 調査の背景

カトマンズとその周辺地域はカトマンズ盆地と呼ばれ、ネパールにおいて最も重要な政治的、経済的および社会的な中心地である。カトマンズ盆地の人口はネパール国の全人口の9.3%の割合を占め、その割合は年々増加している。2011年におけるカトマンズ盆地の人口は245.3万人であり、その人口は2035年までに400万人以上に増加すると予想されている。急増する都市人口とその移動ニーズに対応するため、JICAでは2013年～2017年にかけて道路局(DOR)、カトマンズ盆地開発公社(KVDA)をカウンターパートとして「ネパール国カトマンズ盆地都市交通改善プロジェクト」を実施、最終報告書が提出された。カトマンズ都市交通改善プロジェクト最終報告書(以下、同報告書を「カトマンズ都市交通MP」と呼ぶ。)において土地利用計画、道路整備計画と並行して公共交通計画が提案され、既存路線バスの改善、交差点改良とバス高速輸送(BRT)・新軌道輸送システム(AGT)などの新たなシステムが提案されているが各事業案は概略的な提案に留まっている状況である。このため今般追加的な調査を実施し、カトマンズ盆地都市交通セクターにおいて今後我が国による支援対象となり得る事業の具体化とその裏付けとなる情報の収集を行うことが必要となっている。

都市開発の観点からは市街地は都心部を中心に同心円状に拡大しつつあり、都心部では人口過密であるのに対し、外周部ではインフラ未整備のまま散漫なスプロール化が進んでいる。同心円状の都市構造と、都心を中心とした放射状の道路体系により、自動車交通は都心に集中している。また、交通容量に目を向けると、ネパール政府はリングロードの拡幅を含む道路網の整備と交差点改良を通じて交通渋滞を解消しようと努力しているが、交通量の増加に対応するための交通インフラは依然として不十分である。加えて、道路を効率的に利用するための公共交通輸送力も今後増加が予見される交通需要の受け皿として不十分な状態にある。カトマンズ都市交通MPのデータでは歩行者を除く機関分担率としてはバス移動が約50%程度と高い水準を保っているが、需要に対して供給されるバス運行が足りていない。高頻度でバスが運行されているにもかかわらず満員で乗れない、乗れても大混雑という状況であり、加えて運行時間帯も限られており夜間移動には利用できない点が大きな課題であると考えられる。1回あたり15円程度で利用でき、都市内を網羅した路線網を持っているバスであるが、絶対的な供給量の不足と車体の劣化、効率的な運用の欠如など多くの課題を有しているといえる。公共交通の供給力、信頼性・利便性・快適性の低さが、オートバイや自家用車等の購入を誘引している可能性があり、人口増加及び経済成長に伴う交通需要の増加に加え過去10年間でオートバイを含めた登録車両が15万台から57万台に増加、その結果として、市街地において交通渋滞が深刻化しているものと見受けられる。

また、カトマンズ盆地内ではオートバイや車の増加と道路渋滞、未舗装道路、車

両の排気ガス規制の未整備等により引き起こされる排気ガスや粉じん等により深刻な大気汚染が引き起こされている。さらに盆地という特殊な地形を有しているため、大気汚染改善には通常以上の困難が予想される。以上の通り、同心円状の都市構造による交通需要の一極集中の問題、交通容量の不足と交差点部のボトルネック、公共交通の相対的な魅力の低さによる自家用車購入促進によって都心部では著しい交通混雑が生じており、長期的には人口増加と相まって問題は深刻化することが予見される。かかる状況を踏まえ、短期的施策としてバス等の既存公共交通にかかるサービスの質の向上により市民の公共交通離れを抑制すること、中期的施策として道路拡幅や交差点改良により交通容量を拡大すること、長期的施策として大量輸送公共交通整備（AGT、MRT等）による需要吸収を行うことが施策として検討されている。

なお、ネパールの交通セクターに係る支援として、JICAは2016年12月にネパール政府と「ナグドゥンガ・トンネル建設事業」に係る円借款貸付契約に調印し、現在ネパール政府が施工業者の入札手続きを進めている状況である。また、JICAは「スルヤビナヤックドゥリケル道路改修事業改修計画準備調査（2014年～2016年）」及び当該事業に係る追加調査（2017年～2018年）の結果を踏まえ、円借款案件の形成を進めている。

2. 調査の目的

本調査はネパール・カトマンズ盆地における都市交通改善に関する基礎情報を収集し、JICAによる今後の支援の方向性を提言することを目的とする。

3. 調査対象地域

ネパール、カトマンズ盆地

4. 相手国主管官庁・機関

インフラ交通省（MOPIT）及びKVDA

5. 業務の範囲

本調査は、「2. 調査の目的」を達成するため、「6. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「7. 業務の内容」に示す事項の業務を実施し、「8. 成果品等」に示す報告書等を作成する。

6. 実施方針及び調査要件

（1）調査の基本方針

本調査の要諦は、カトマンズ盆地内の既存都市交通改善計画をレビューし、特に中期的な道路新設・拡幅、交差点改良候補地にかかる今後の有償資金協力の候補事業を特定し、その中でも特に優先度の高い候補事業を3件程度に

絞り、フィージビリティ調査実施に向け必要となる情報収集を行うものである。カトマンズ盆地内の基本的な交通情報の収集については先行調査（カトマンズ盆地交通改善のための基礎情報収集・確認調査（2012年完了、以下、「基礎調査」という。）及びカトマンズ都市交通MPにて実施済みであり、これらを十分に活用しつつ、主に、中期的な道路拡幅、交差点改良候補（フライオーバー、アンダーパス等）の複数案抽出、優先順位付け、概略事業計画の検討、及び都市交通に係る政策改善（交通需要管理政策、交通規制・信号管制、土地利用計画及びバス運営改善等）の基本情報の収集・整理を行う。また、併せて、長期的な計画として大量輸送機関の必要性を確認し、事業実施上の前提条件、課題および道路計画等との調整事項について整理を行う。

したがって、本調査の成果として、第一に短期的（1～5年）な都市交通に係る施策をデザインする為の基本情報の収集・整理を行い、具体的な施策に係る概略検討を行う。第二に中期的（1～10年）道路拡幅、交差点改良（フライオーバー、アンダーパス等）に係る優先順位の選定及び最優先地点（最大3地点）については平面・横断・縦断の概略検討を行う。第三に長期的（10年～）大量輸送機関の整備に係る優先順位付け及び提言を行う。路線ルートやシステムの最終決定は後続の調査に委ねる一方で、線形やモード選定の前提条件となる用地取得（デポ、駅前広場含む）の可能性や高架構造の前提条件となる地質・道路幅員や交通状況等の社会・施工条件等、大量輸送公共交通整備に伴う課題を整理する。

なお、交差点改良及び道路拡幅については最優先地点について妥当性や実現性が確認され、日本政府の了解を得られた場合には協力準備調査を実施することを想定しており、これを念頭において本調査内では必要な情報整理、ネパール政府の意向確認がなされることが求められる。

カトマンズ盆地内都市交通の改善に関しては、他機関の支援や自己資金で実施している事業が複数実施（実施予定含む）されているため、かかる事業との調整（例えば、ラリトプール市は独自でフライオーバー整備計画等を推進している）が重要となる。他事業と互いに補完しあい、総合的にカトマンズ市内の都市交通が改善されるような提案となるよう留意する。

（2） 先行調査データの活用

先行調査のデータ及び提案を理解しつつ本調査を実施すること。2017年5月に提出されたカトマンズ都市交通MP及び2012年10月に提出された基礎調査に関連して当時収集された交通調査等のデータを受注コンサルタントに

貸与する。加えて、JICA の保有するカトマンズ盆地内ボーリング調査結果、地質縦断面図も同様に受注コンサルタントに貸与する。基本的にカトマンズ都市交通 MP 時と同様のデータを活用することから、MP の大幅な見直しは想定していない。他方、他ドナーや各事業進捗に伴う状況の変化、技術面の妥当性の再検討、本邦技術の適用可能性、運営・維持管理体制の検討等を通じて見直しの必要性が認められた場合、提案されるモードや線形については必ずしも MP の提案と一致する必要はない。

(3) 交差点の時間帯別交通量調査及び将来交通量の検証・推計

交差点改良事業の実施が検討される交差点（9 地点を想定）について、各交差点の方向別（車種別）交通量を計測する。交通量に関しては、週明・週末を除く平日 3 日間 6 時から 22 時までの 16 時間の各時間（必要に応じて 15 分間隔）・各方向の交通量を計測する。ただし、ラウンドアバウト交差点の場合は方向別交通量測定に困難を伴うことが予測される為、朝、夕ピーク時 2～3 時間程度の調査に限定しつつ、流入・流出交通量、必要に応じて環道上の断面交通量の計測結果から方向別交通量を推計することを想定している。また、時間帯別交通量調査の結果を踏まえ、カトマンズ都市交通 MP における将来交通需要予測結果を検証し、最新の将来交通需要を推計する。手法についてはプロポーザルで提案すること。現地再委託可。

(4) 長期的な計画として大量輸送交通整備の必要性検証及び課題の整理

フライオーバー等の交差点改良を検討する上では、将来の軌道系交通整備との空間及び構造物の干渉を避ける必要がある。係る観点から、交差点改良の事業化に当っては将来考えられる中量ないし大量輸送交通の妥当性の高い構造（高架ないしは地下）や線形についても検討し、ネパール政府と合意形成する必要がある。大量輸送交通については限られた調査期間の中でも出来る限り妥当な計画を想定するよう配慮する。例えば用地取得の可能性及び地盤条件の確認、空港付近を通行することを想定した場合の構造物の高度制限、文化的背景を踏まえて用地取得が極めて難しい地点の回避、寺院や軍の所有地、現地の祭り等との兼ね合い等の制約、ネパール政府の用地取得の意志等を踏まえ、着実な事業実施の蓋然性が高い計画となるよう配慮する。具体的には、Google マップ・衛星画像・最新航空写真等を活用しながら最も適切な線形を検討することを想定しているが、プロポーザルにて適切な手法を提案すること。

(5) 地質調査

カトマンズ盆地においては粘性土層が 100 から 200m 程度堆積しており、支持層となりうる地盤面が不確定であるため、フライオーバーや高架による軌

道系交通を検討する場合には摩擦支持や大口径杭、翼付き鋼管杭等基礎岩盤に到達しないことを前提とした基礎構造を採用する必要がある。摩擦杭が成り立つためには、圧密沈下が発生しないことや、地下水の状況、地盤の粘着力など詳細な物性データを確認する必要がある。係る背景から、フライオーバー提案地点及び軌道系交通の提案線形上でボーリング調査（5本、50m程度を想定）を実施し必要な物性データを収集する。同ボーリング調査に当たっては現地再委託を認める。地点及び試験の種類については、既存の地質データや想定する構造規模など勘案し、調査箇所の優先順位やボーリング深度、試験項目を検討し JICA の合意を得た上で実施する。なお、JICA による既存調査や他ドナー等によって実施された調査から十分な地質データを収集できる場合は、必ずしも地質調査を行う必要はない。

(6) 地籍調査

交差点改良の事業化を行う場合、道路拡幅または市街地整備事業（立体交差物のみであれば、RoW=45~60m、BRT を含む軌道系を整備する場合は RoW=75~90m、沿道建物の耐震化事業まで考慮する場合は上記 RoW+左右 30m 程度）がほぼ必須となることが想定されるため、軌道系の代替ルートを含む、交差点改良対象候補地点・路線沿いの地籍調査が必要となる。英領だった国々では過去にフィート・ヤード系の地籍測量が行われている可能性があり、本調査では、地籍図の存在の有無を確認すること。存在する場合は、それら地籍図の測地座標変換を含むデジタイズが可能か確認・検討する。地籍図が存在しない場合は、何らかの手段（衛星画像、航空写真、ドローン撮影、等）で建造物のデジタイズが可能か検討・提案する。

(7) 関係者との連絡・確認

先方関係機関、在ネパール大使館ならびに JICA 本部（社会基盤・平和構築部及び南アジア部）との連絡を随時行い、調査進捗状況の報告に当たっては、資料を用いて効果的・効率的な報告となるよう配慮する。

また、各段階のレポート提出時、その他ネパール政府側と書面にて確認すべき事項が生じた場合は、必要に応じて協議内容を議事録に取りまとめ、先方との意思疎通が確実なものとなるよう留意する。なお、主要関係機関は以下の通り。

インフラ運輸省（Ministry of Physical Infrastructure and Transport; MOPIT）

- ・ 交通管理局（Department of Transport Management; DOTM）
- ・ 道路局（Department of Road; DOR）
- ・ 鉄道局（Department of Railway; DORW）

都市開発省 (Ministry of Urban Development)

- ・ 都市開発・建築局 (Department of Development and Building Construction; DUDBC)
- ・ カトマンズ盆地開発公社 (Kathmandu Valley Development Authority; KVDA)

地方自治体

- ・ カトマンズ市
- ・ ラリトプール市
- ・ バクタプール市

投資庁 (Investment Board of Nepal; IBN)

カトマンズ市交通警察

(8) JICA ネパール事務所及び JICA 南アジア部への事前説明・確認

本業務の成果(協議資料等の中間的な成果を含む。)について先方政府に提示する場合には、JICA 本部に事前に説明・確認の上、その内容について了承を得るものとする。なお、当該説明・確認については、打合せによることを原則とするが、現地業務中の場合には、電子メール等によることも可とする。

(9) 本邦招へいの実施

我が国の都市交通へのネパール関係機関の理解を深めるため、本邦招へいを実施する。MOPIT 大臣及び関係機関から 6~8 名程度を本邦に招聘し、我が国の関連する都市交通システムの視察を実施する(想定される期間は 1 週間程度)。本邦招へいの実施に当っては「コンサルタント等契約における研修・招へい実施ガイドライン(2017 年 6 月)」に準ずることとし、受注者は「実施業務」のみを行うこととする。

7. 業務の内容

以下を目安とし、より効率的・効果的な方法がある場合は、提案すること。

【国内準備作業(2018年12月下旬)】

- (1) カトマンズ都市交通 MP、基礎調査及び関連データのレビュー (JICA 支援調査において収集された調査データは受注コンサルタントに貸与される予定。貸与予定のデータは、交通量調査、交通需要予測等を含む。利用できるデータの詳細は基礎調査最終報告書 Appendix 1~3 及び MP 調査報告書 Appendix 1~2 を参照のこと)。アジア開発銀行 (ADB) が支援中の Kathmandu Sustainable Urban Transport Project に係るプロジェクト文書のレビュー (プロジェクト文書はネパール政府及び ADB による承認を受けた範囲において受注コンサルタントに貸与される予定)。

- (2) カトマンズ盆地内都市交通にかかる支援策検討において基礎となる以下の内容に関し、JICA より提供された既存資料を活用しつつ整理する。また、最新状況をインターネット等で収集・アップデートする。これらの内容につき収集しきれなかった内容については、第1次現地調査において追加情報を収集し、整理する。
- ① ネパール政府の国家開発計画、運輸交通政策・都市開発計画(上位計画)。
 - ② カトマンズ盆地都市交通にかかる関連機関(各地方自治体、鉄道局、道路局、KVDA、IBN 等)の役割及び責任範囲。
 - ③ カトマンズ盆地内の関係機関による交通政策・開発計画・土地利用計画。
 - 例えばカトマンズ郊外部の西側・東側・南側において大規模な宅地開発が予定されているが、道路整備計画や公共交通ネットワーク構想との整合性が必要となることから開発予定の優先順位及び進捗などの情報を確認し整理する。
 - 中央政府及び地方政府の財務分析、投資計画(地方政府によるインフラ整備事業実施の実現性の確認を含む)
- (2) 関係機関による土地取得の実現可能性について確認する。その際は、カトマンズ都市交通 MP で提案された都市鉄道ルートに限定せず、代替ルート候補及びデポ用地候補等の具体的な箇所の用地取得について確認すること。
- ① カトマンズ盆地における地質状況及び地震傾向に伴う構造物設計における留意点整理。特にカトマンズ盆地内は軟弱地盤であることが知られており、提案事業の事業費試算において重要となる点に留意する。なお、JICA が保有するカトマンズ盆地内のボーリング調査データ及び地震データは上述の通り JICA より貸与される予定。同データを踏まえて初期検討を行い、追加的に必要なボーリング調査について提案する(5本、50m程度を想定)。現地再委託可とする。
 - ② カトマンズ盆地内都市交通セクターにおける他国・他ドナー、民間企業による事業実施状況。
 - カトマンズ盆地内及び周辺地域では、複数の道路事業が随時実施されている。実施中案件及び実施予定案件を把握し、事業概要、概算事業費、資金ソース、スケジュール等を整理してリスト化する。その際、ネパールにおいては計画実施の遅延が常態化していることから、ヒアリング内容が現実的でないと考えられる場合には、その旨を注記すること。
 - 大量輸送公共交通整備やバス輸送改善など公共交通に関する支援計画や、事業計画に関する情報を収集すること。
- (3) 既存資料及び国内でのヒアリング調査等に基づく、ネパール都市交通セクターに対する本邦関連企業の関心や地質・地震などの特殊条件に対して適用・合理性の高い本邦技術の有無を確認し、(2)の結果も踏まえて具体的な本邦

技術活用の可能性を検討し、案件形成の上での前提とする。特に、都市鉄道整備にあたっては鉄道システム（車両、信号通信等）や運営管理に関して持続的なフォローが必要になるため、地理的に効率性の高い隣国のインド等における本邦関連企業による合弁会社設立等の現状・今後の合弁会社予定（公開情報に基づく）についても情報収集すること。（本項については事前の国内準備作業での対応が困難である場合、インセプションレポートには含まず現地作業後の対応でも可とする。）

- (4) 上記結果に基づくインセプションレポートの作成を行う。インセプションレポートには、調査工程、調査対象機関、調査方法、調査実施項目、資料入手方法などを含む調査計画（案）を記載し、JICA 南アジア部、社会基盤・平和構築部及びネパール事務所のコメントを得た上で最終化する。

【第1次現地作業（2019年1月上旬～2019年2月上旬）】

- (1) JICA ネパール事務所及びネパール側関係機関に対してインセプションレポートを説明及び提出する。なお、ネパール側からのコメントについては、JICA にも共有するものとする。

- (2) 前述【第1次国内作業】(2) の情報を精緻化する。

- (3) 上記の第1次現地作業(2)における情報収集結果に基づき、短期的な都市交通にかかるマネジメント改善策を提案する。

大量輸送公共交通整備と並行して、道路混雑解消という課題解決に対する支援効果を最大限発揮するために、交通需要管理政策（TDM）とバス交通改善に関する具体的技術協力による支援策を提案すること。例えば、車やバイク利用の制限をし公共交通利用を促進するための政策（課税、駐車、など）と、バス交通改善政策（行政の管理能力強化、路線再編成、運行時間帯の拡充、大型車両の増車、接続車両の導入、など）、道路整備（交差点改良、道路拡幅）に関する支援について提案する。

- (4) 上記の第1次現地作業(2)における情報収集結果に基づき、中期的な道路新設・拡幅、交差点改良候補地を複数案抽出し優先順位の選定を行う。特に、交差点改良（アンダーパス、フライオーバー等の道路改良）にかかる協力準備調査実施候補案件を検討・提案し、平面、断面、縦断にかかる概略検討を行う。候補案件の選定及び検討にあたっては以下の点に留意すること。

選定基準

- ① ネパール政府の調査候補路線にかかる優先度
- ② 3. (3) の交通量調査結果、将来交通量に基づく交差点改良の必要性
- ③ 事業費（建設費、維持管理費）
- ④ 経済分析
- ⑤ 事業形成、個別資機材、土木、BRT や鉄道等の運行システムなどの各分野での本邦技術適用の可能性

- ⑥ 環境社会配慮ガイドラインの観点から自然や社会への望ましくない影響が発生する可能性

その他の検討・確認事項

- ① 交差点を改良することでの周辺交差点への影響及び追加的措置（前後区間の拡幅含む）の必要性の検討
- ② 用地取得の可能性、手法の検討及び住民移転規模（工事影響範囲も含む）の概算
- ③ 交差点改良方法及び仮設を含めた施工方法の比較検討
- ④ （６）の路線検討を踏まえ、将来的に大量輸送交通機関が想定される路線と交差点箇所が重なる可能性が懸念される場合の対応の検討（後の施工に手戻りがないよう可能な限り改良及び施工する。）
- ⑤ 交差点改良候補地点に係る既存の地下埋設物の有無及び情報について関係機関への聞き取り等を通じての確認

- (5) 上記の第 1 次現地作業（2）における情報収集結果に基づき、長期的な大量輸送交通整備に係る提言を行う。事業の選定にあたっては都市交通 MP において提案されている路線計画を基本としつつ、以下の項目を踏まえて代替案を提示し、将来的な詳細調査実施候補となる路線計画（システム、線形、駅舎、デポ位置）を検討し、ネパール関係機関と調整する。また、提案された線形についての事業費を試算する。なお、本事業は、カトマンズ盆地における整備中、計画中の各交通システムとの円滑な接続による利便性の向上が重要であることに留意の上、関連機関との十分な協議を行うこととする。

① 路線計画検討に当たって前提とすべき事項

イ) 大量輸送交通にかかるコンセプト

- ・ 大量輸送交通にかかるコンセプトを明確化し、ネパール政府と共有した上で合意形成を図り調査団総括とカウンターパート責任者との間の確認事項を書面にて取りまとめること。例えば都市交通 MP においては、都市計画の観点から一極集中の都市構造を改善するため、既成市街地外の西部－南部－東部に新たに計画的で高密な市街地を整備し、住機能だけでなく行政機能、産業機能を配置することを目論む。かかる新都市開発を誘引すべく、東西線 AGT の郊外への延伸に当たっては敢えて現道の基幹道路上ではなく、そこから離れ将来の需要が見込まれる新市街地に接続するような路線が選定されている。
- ・ 幹線道路の拡幅工事の進捗により、現在の道路需要に対して十分な容量を備え得る可能性が認められる一方で、人口や経済は確実に上昇することが見込まれる。よって、東側の開発計画が進むにつれて交通容量が需要を満たせなくなることが想定されるため、将来的に幹線道路上での大量輸送交通整備により基幹線上の輸送力を高める可能性も

検討しておく必要がある。

- ・ また、大量輸送交通に期待する役割を上記のような基幹交通システムとするか、日本国内における AGT やモノレールが典型的に担う役割の通り、フィーダーとしての役割を与えるべきかという根本的な考え方についてもネパール政府との関係において共有する必要がある。
- ロ) 計画路線周辺における交通量調査・需要予測及び機関分担率のレビュー
需要予測に関しては、既存調査結果をレビューする。具体的には既存都市計画で策定された計画人口を考慮し事業対象路線において必要な輸送力を確認、必要に応じて再計算する。
- ハ) BRT 等、他の交通システムとの接続に関する分析及び用地取得に係る課題整理
- ニ) 対象路線における用地取得及び住民移転規模の概算と、土地所有者や監督官庁などに対して用地取得に際しての課題や条件を抽出し、実現可能性を評価すること。
- ホ) 普通鉄道、モノレール、AGT 等、各技術方式のメリット・デメリットの明確化（将来の都市発展による需要拡大への対応や、延伸の容易性、スペアパーツ調達等の維持管理性を含めた持続可能性等、多角的な観点から整理すること。）
- ヘ) 地下鉄・高架鉄道の優位性の整理及び妥当性の確認（地質条件・地下水位等を踏まえたライフサイクルコストの観点からの比較、電力供給等の整理）
- ト) カトマンズ盆地への建設資機材や鉄道車両を輸送する上での課題や条件を抽出すること。
- チ) ネパール政府の用地取得にかかる方針

以上を踏まえ、システム毎の路線計画のオプションを提示（駅位置を含む）し、最適な線形の提案を行う。更にネパール政府と意見交換を行い、最優先システム及び路線を検討する。なお、留意点として、カトマンズ盆地内の Right of Way (ROW)の用地取得は現地政府のイニシアチブにより積極的に進められている。ネパール政府との協議の中では民地に関しても公共利用により必要性が認められれば買収が進められる可能性が高いという発言があった。加えて土地プーリング・プロジェクトの活用も視野に入れながら、ネパール政府関係者と密なコミュニケーションを取りつつ、大量輸送交通にかかる整備計画を提案すること。

【第一次国内作業期間（2019年2月中旬～2019年3月中旬）】

- (1) ネパール関係機関の我が国の都市交通への理解を深めることを目的に本邦招へいを実施し、我が国の関連する都市交通システムを視察する。

(2) ドラフトファイナルレポートを作成し、第2次現地作業開始前までに JICA ネパール事務所、南アジア部にソフトデータを提出する。

【第2回現地作業（2019年3月中旬～2019年4月中旬）】

- (1) ドラフトファイナルレポートに基づき、JICA ネパール事務所、JICA 南アジア部及びネパール側関係機関と調査結果について協議し、コメントを得る。
- (2) 第1次現地調査の結果に基づく、有償資金協力候補事業における本邦技術活用の可能性に係る調査と分析
- (3) 本邦技術を活用する上で、必要となる環境（現地関連産業の企業とその保持する技術、本邦企業と協業が図れる現地企業）の現状把握と分析
- (4) ネパール側関係機関及び民間事業者等のより幅広い関係者を招き、現地セミナー（カトマンズにて100名規模を1日）を開催し、関係者からの広範な意見聴取を行うとともに、ネパール鉄道分野における本邦技術活用を支援する。なお、セミナーの開催にあたっては、JICA 南アジア部、社会基盤・平和構築部及びネパール事務所と事前に協議を行うこと。

【第2次国内作業期間（2019年4月下旬～5月上旬）】

（1）ファイナルレポートの作成

ドラフトファイナルレポートに対する関係者からのコメントを検討の上、必要な箇所については改定し、ファイナルレポートとして取り纏める。

8. 成果品等

（1）調査報告書

調査業務の各過程において作成・提出する報告書等は以下のとおり。各報告書の先方政府への説明、協議に際しては、事前に JICA に説明の上、その内容について了承を得るものとする。

1) インセプションレポート

記載事項：業務の基本方針、方法、作業工程、要員計画等

部数：和文3部、英文10部

2) ドラフト・ファイナルレポート

記載事項：調査結果全体

部数：和文3部、英文10部（和文、英文ともに報告書前段に要約を含む）

3) ファイナルレポート

記載事項：調査結果の全体成果

部数：和文5部、英文20部、CD-R2部（和文、英文ともに報告書前段

に要約を含む) 報告書の仕様は、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」に基づくものとする。

本調査中に収集されたデータは、リスト化して全て収集資料として提出すること。

(2) その他の報告書類

1) 調査業務報告書

記載事項：調査業務とその概要

提出時期：毎月

部 数：和文 1 部

2) 収集資料

記載事項：収集した資料、データおよびそのリスト

提出時期：調査終了時

部 数：1 部

3) 現地調査計画及び結果概要（報告）

記載事項：現地調査毎の計画（出発前）及び現地調査結果概要（報告）（帰国後）

提出時期：その都度

部 数：2 部

備 考：現地調査計画及び結果概要提出に際して説明、報告等の打ち合わせを行う。

4) 会議記録（協議議事録 M/M）

記載事項：「ネ」国側との各種協議の結果

提出時期：その都度

部 数：2 部

(3) ファイナルレポートの印刷及び電子化の仕様

印刷及び電子化の仕様の大略は以下のとおりとする。

なお、ファイナルレポート以外の報告書は簡易製本により作成することとする。ただし、現地にて作成することから条件を満たすことが困難である場合にはこの限りでない。

1) 印刷仕様

最終報告書の印刷、電子化（CD-R）については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。その他の報告書の仕様は、A4 版、タイプ打ち、両面コピー、章毎改ページの編集とし、簡易製本とする。

第3 業務実施上の条件

1. 業務工程

年 月	2018			2019				
	10	11	12	1	2	3	4	5
現地調査				■	■	■	■	
本邦招へい						■		
報告書			▲				▲	▲

INC DFR FR

- * INC : インセプション・レポート
- DFR : ドラフト・ファイナル・レポート
- FR : ファイナル・レポート

2. 業務量の目途及び業務従事者の構成

(1) 業務量の目途 :

(全体) 約 17.00 人月

(2) 業務従事者の構成

業務従事者の構成分野(案)については以下を想定している。

なお、業務内容及び業務工程を考慮のうえ、より適切な要員構成がある場合、プロポーザルにて提案する。

- ① 総括／都市交通計画(2号)
- ② 道路計画／交差点改良(3号)
- ③ 公共交通計画(3号)
- ④ 構造物計画(道路)／調達・施工計画
- ⑤ 構造物計画(鉄道)／自然条件調査
- ⑥ 交通調査(交通需要予測)／経済・財務分析
- ⑦ 環境社会配慮

なお、提案いただく業務従事者のうち、①、②、③の業務従事者を評価します。

3. 相手国の便宜供与

関係機関との面談に係る設定については、初回のコンタクトに当っては必要に応じ当該国の機構現地事務所の支援を受けられるものとする。

4. 配布資料等

(1) 配布資料

なし

(2) 閲覧資料

ア インターネット上で閲覧可能

JICAが当該国にて過去に実施した以下の調査の報告書を、ウェブサイトで閲覧可能です。

- ネパール国カトマンズ盆地都市交通改善プロジェクト最終報告書（和文要約編）
(<http://libopac.jica.go.jp/detail?bbid=1000031927>)
- ネパール国カトマンズ盆地交通改善のための基礎情報収集・確認調査ファイナルレポート
(<http://libopac.jica.go.jp/detail?bbid=1000007069>)

なお、これら調査内で実施された交通量調査等のデータ及び JICA の保有するボーリング調査データは受注コンサルタントに貸与される予定です。

7. 現地再委託

現地再委託にあつては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約手続きガイドライン」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。現地再委託を想定している以下の項目については、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント等に再委託して実施することができる。なお、本経費については本見積りに含める。

① 交差点の時間帯別交通量等調査

交差点改良事業の実施が検討される交差点(約4~5地点を想定)について、各交差点の方向別(車種別)交通量を計測する。交通量に関しては、1週間(7日間)7時~21時間の各時間・各方向の交通量を計測する。ただし、ラウンドアバウト交差点の場合、交通量測定に困難を伴うことが予測される為、流入交通量の計測及び朝、夕のピークの2時間ずつについて情報よりビデオ撮影し、室内でカウントする方法を想定している。

② 地盤・地下水調査

都市交通 MP にて提案されている都市鉄道路線ルート付近の既存地盤データからは粘性土が100~200m程度堆積していることが推測されるため、高架鉄道設計におけるコストの合理性も含めた実現可能性を検討する必要がある。適切な基礎構造を設計(圧密沈下、負の周面摩擦力、側方移動、地震時の液状化や地盤抵抗等に関する検討を含む)する上で必要な地盤定数を取得するための地盤・地下水(季節変動含む)調査(ボーリング5か所、50m

程度)を実施すること。なお、既存の地盤データ(地質縦断図など)及び対象地域における地震データに関しては、受注者に対して資料提供するものとする。

8. その他特記すべき事項

(1) 安全管理

現地作業に先立ち渡航予定の業務従事者全員を外務省海外旅行登録「旅レジ」に登録すること。

現地作業期間中は安全管理に十分留意する。当地の治安状況については、JICA ネパール事務所、在ネパール日本大使館において十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。

また、同事務所と常時連絡がとれる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、当地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡をとるよう留意する。

なお、現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載する。

(1) 不正腐敗の防止

業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス(2014年10月)」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA 担当者に速やかに相談するものとする。

(2) 複数年度契約

本業務については複数年度契約を締結することとするため、年度を跨る現地作業及び国内業務を継続して実施することができる。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度毎の精算は必要ない

(3) 適用する約款

本業務にかかる契約は「成果品の完成を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、すべての費用について消費税を課税することを想定している。

以上

